

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件 三六九
- 生活保護法による指定医療機関の名称を変更した旨届出があった件 三六九
- 生活保護法による指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった件 三六九
- 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 三九〇
- 生活保護法による指定医療機関が指定を辞退した件 三九〇
- 生活保護法により指定を受けた施術者の開設している施術所の所在地を変更した旨届出があった件 三九〇
- 生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件 三九〇
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件八件 三九〇
- 計量器の定期検査を実施する件 三九三
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件 三九四
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件 三九四
- 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件四件 三九五

公 告

- 福島県税条例等に基づき災害等により延長した期限を指定する件 三九六
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 三九六
- 浸水想定区域を指定した件二件 三九六

福 島 県 公 安 委 員 会

- 道路交通法により運転免許取得者等教育の認定をした件 三九七
- 道路交通法により運転免許取得者等検査の認定をした件 三九七

告 示

福島県告示第四百四十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和六年八月二日

福島県知事 内堀 雅 雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
おぐみ歯科こども歯科	会津若松市インター西七三一	令和六年七月一日
なないろ薬局	岩瀬郡鏡石町中町四二九番	同日

（社会福祉課）

福島県告示第四百四十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の名称を変更した旨届出があった。

令和六年八月二日

福島県知事 内堀 雅 雄

名 称	所 在 地
変更前 医療法人はせがわ整形外科クリニック	会津若松市北会津町東小松字北古川五〇番地
変更後 たかだばし整形外科クリニック	

（社会福祉課）

福島県告示第四百四十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に

関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった。

令和六年八月二日

福島県知事 内堀 雅雄

名 称	所 在 地	
	変 更 前	変 更 後
いがらし耳鼻咽喉科	会津若松市扇町一七	会津若松市扇町三丁目一番地六
白虎歯科クリニック	会津若松市白虎町一五四番地の一四	会津若松市白虎町一丁目七番地の一九

(社会福祉課)

福島県告示第四百四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

令和六年八月二日

福島県知事 内堀 雅雄

名 称	所 在 地	廃止年月日
こぼり耳鼻咽喉科クリニック	会津若松市宮町六番五五号	令和六年四月三〇日
医療法人社団譽会譽田歯科医院	伊達市梁川町字中町九一二	令和四年五月一〇日
医療法人にほ小児科医院	岩瀬郡鏡石町鏡沼二一四	令和六年五月三一日

(社会福祉課)

福島県告示第四百四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十一条第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関は当該指定を辞退した。

令和六年八月二日

福島県知事 内堀 雅雄

名 称	所 在 地	指定 辞 退 年 月 日
吉田歯科医院	南相馬市鹿島区鹿島字御前ノ内六一二	令和六年六月二〇日

(社会福祉課)

福島県告示第四百四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の施術者から当該施術者の開設している施術所の所在地を変更した旨届出があった。

令和六年八月二日

福島県知事 内堀 雅雄

氏 名	住 所	名 称	所 在 地	
			変 更 前	変 更 後
齋藤 洋介	石川郡石川町大字双里字宮ノ前五	名倉堂 さいとう鍼灸接骨院	石川郡石川町大字双里字桜町三七一一	石川郡石川町字新町一四

(社会福祉課)

福島県告示第四百四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるこ

ととされる生活保護法の規定を含む。)により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。
 令和六年八月二日

福島県知事 内堀 雅雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
きみ歯科・ 口腔外科ク リニック	会津若松市 門田町大字 黒岩字石高 一三二一	医療法人君 歯会	会津若松市門田 町大字黒岩字石 高一三二一	令和六年四 月一日	居宅療養 管理指導 介護予 防居宅療 養管理指 導

(社会福祉課)

福島県告示第四百四十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和六年八月二日から同年九月二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。
 令和六年八月二日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
 ケーズデンキ福島南本店 福島県福島市太平寺字兒子塚四十三番地六ほか
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
 意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
 意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百四十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和六年

八月二日から同年九月二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。
 令和六年八月二日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
 ケーズデンキ会津若松本店 福島県会津若松市町北町大字藤室字道下八十四番地一
 ほか十六筆
- 二 法第八条第一項の規定により会津若松市から聴取した意見の概要
 意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
 意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百四十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和六年八月二日から同年九月二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部産業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。
 令和六年八月二日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
 ケーズデンキいわき錦店 福島県いわき市錦町徳力七番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要
 意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
 意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百五十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和六年八月二日から同年九月二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び白河市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。
 令和六年八月二日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキ新白河店 福島県白河市転坂百三十一番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定により白河市から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百五十一号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和六年八月二日から同年九月二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び須賀川市経済環境部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和六年八月二日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキ須賀川パワフル館 福島県須賀川市崩免二ほか
- 二 法第八条第一項の規定により須賀川市から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百五十二号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和六年八月二日から同年九月二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び喜多方市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和六年八月二日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキ喜多方店 福島県喜多方市関柴町西勝字清水尻四百八十番一ほか
- 二 法第八条第一項の規定により喜多方市から聴取した意見の概要
意見なし。

- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百五十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和六年八月二日から同年九月二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び田村市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。

令和六年八月二日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキ船引店 福島県田村市船引町船引字太子堂百三十番ほか
- 二 法第八条第一項の規定により田村市から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百五十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和六年八月二日から同年九月二日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び棚倉町産業振興課に備え置いて縦覧に供する。

令和六年八月二日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
エイトタウン棚倉B棟、C棟 福島県東白川郡棚倉町棚倉字広畑百二十四番ほか
- 二 法第八条第一項の規定により棚倉町から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百五十五号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。
令和六年八月二日

一 計量法第二十一条第二項の規定により、知事が指定した場所で実施する検査

福島県知事 内堀 雅雄

検査区域	岩瀬郡天栄村	対象となる特定計量器	非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第329号）第五条第一号又は第二号に掲げるものを除く。以下同じ。）、分銅及びおもり	検査の期日及び時間	九月三日 午前十一時から 午前十一時三〇分まで	検査場所	天栄村湯本体育館
	岩瀬郡鏡石町			同 午後二時から 午後四時まで	同 九月四日 午前九時三〇分から 午前一二時まで		鏡石町公民館
	須賀川市			同 午後二時から 午後四時まで	九月一〇日 午前一〇時三〇分から 午前一二時まで		岩瀬市民サービスセンター
				同 午後二時から 午後四時まで	九月一日 午前九時三〇分から 午前一一時まで		大東コミュニティセンター
				同 午後二時から 午後四時まで	同 午後一時三〇分から 午後二時三〇分まで		仁井田コミュニティセンター
				同 午後二時から 午後四時まで	九月一二日		東コミュニティ

二 特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第70号）第三十九条第一項に規定する検査場所を実施する検査

検査区域	右に掲げる市町村	対象となる特定計量器	非自動はかり、分銅及びおもり	検査の期日	十一月一日から十二月二〇日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
	右の特定計量器で、右の検査を受けなかったもの				
	九月一七日から一〇月一六日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）				
	午前九時から 午前一一時三〇分まで				
	午後一時から 午後三時まで				
	午前九時三〇分から 午前一二時まで				
	午後一時から 午後三時まで				
	同				
	福島県計量検定所				

福島県告示第四百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。
令和六年八月二日

（計量検定所）

福島県知事 内堀 雅雄

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いわき市四倉町玉山字岩下一の二
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 2 変更後の指定施業要件
 - 3 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 二1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いわき市四倉町玉山字炭釜一四一の二七五、一四一の三八六から一四一の三八八まで、一四一の六〇八、一四一の六〇九、一四一の六一一から一四一の六一七まで、一四一の六三九、一四一の六四一
 - 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 三1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いわき市四倉町玉山字湯ノ口四〇の一（次の図に示す部分に限る。）
保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - 2 変更後の指定施業要件
 - 3 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）

産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）
（森林保全課）

福島県告示第四百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。
令和六年八月二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
いわき市四倉町玉山字岩下一の二
 - 二 保安林として指定された目的
公衆の保健
 - 三 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。）
（森林保全課）
- 福島県告示第四百五十八号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。
令和六年八月二日
- 福島県知事 内堀雅雄
- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
田村市滝根町菅谷字居合下一の一、一の三、一の六、字仙台平一の一
 - 二 保安林として指定された目的
公衆の保健
 - 三 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、田村市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
〔「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び田村市役所に備え置いて縦覧に供する。〕
(森林保全課)

福島県告示第四百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を埒町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
令和六年八月二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
鴨志田一穂 鈴木重孝 陣野光男 鈴木敏彦 矢吹佑太
- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和六年農林水産省告示第千二百三十九号）によること。

(森林保全課)

福島県告示第四百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を天栄村役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
令和六年八月二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
星仙松 星和雄 星多利良 星清之助 佐藤清治 小山太郎吉 小山庄吉 小山正人 三浦勝造 藤原末吉 渡辺邦男 木村善作
- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和六年農林水産省告示第千二百四十二号）によること。

福島県告示第四百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を棚倉町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
令和六年八月二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
鈴木浅次郎 鈴木作右エ門 鈴木延生太郎 生方司郎 野中直毅 宗田愛一郎 鈴木昇
- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和六年農林水産省告示第千二百四十三号）によること。

(森林保全課)

福島県告示第四百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を南会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
令和六年八月二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
渡部ツヤ子 渡部次郎作 渡部百合男 渡部和作 渡部直三郎 室井照男 室井平藏 星和孝 猪股一夫 町島長 田浦英典 馬場公一朗 堀金清 堀金宏一郎 野中安吉 野中嘉男 野中貞次郎 阿久津シメ 阿久津ヤスノ 阿久津宜良 阿久津義久 阿久津義春 阿久津盛太郎 阿久津善八 阿久津利助 塩田寅雄 皆川利男 小椋千代美 小椋平三郎 星キセ子 星キセ子 星キヌ 星トミノ 星ノブ子 星運吉 星悦子 星佳吉 星喜美雄 星春枝 星松藏 星新 星政司 星晴雄 星善久 星善助 星貞吾 星藤吾 星芳次郎 星留八 星力 星和子 星恵三郎 湯田マサキ 平野亨 平野盛彦 平野辰平 平野定次郎 平野武次 平野兵松 平野弥七 平野萬右エ門 芳賀沼晴 佐藤耕八 界生産森林組合
- 二 通知の内容の要旨

公 告

1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（令和六年農林水産省告示第千二百三十七号）によること。
 （森林保全課）

公告第四百二十二号

福島県税条例等に基づき災害等により期限を延長した件（令和六年公告第十六号）の別に知事が定める日のうち、石川県（七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋郡志賀町、鳳珠郡穴水町及び鳳珠郡能登町に限る。）に住所又は主たる事務所若しくは事業所等を有する納税義務者に係る自動車税の種別割に係るもので、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）又は条例に定める納付に関する期限が令和六年九月一日までの間に到来するものについては、令和六年八月二日とする。

令和六年八月二日

福島県知事 内堀雅雄
（税務課）

公告第四百二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

令和六年八月二日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称
 郡山市東部土地改良区

退任した役員	住所
馬場 猪吉	郡山市田村町小川字角生内四四番地
橋本 清	市中田町高倉字小堤一一八番地
橋本 稔	市富久山町南小泉字東台二〇番地
宗像 孝	市中田町高倉字松山一四九番地
阿部 喜美雄	市中田町上石字逆木一〇五番地
橋本 一男	市西田町大田字野内三四一番地
橋本 喜一	市中田町海老根字古内九三番地
佐藤 徳一	市田村町上行合字亀河内二五番地
相楽 光昭	市西田町木村字木ノ下一六番地
横田 作美	市中田町下枝字東南一一〇番地

就任した役員	住所
橋本 剛一	市西田町土棚字猪内一五七番地
渡辺 峰雄	市荒井町字荒井四四番地
山田 平四郎	市田村町谷田川字町畑一一三番地
上石 光寿	市田村町金沢字後田四三番地の一
穴戸 重雄	市西田町丹伊田字万才光内五三二番地
村上 晃一	市安原町字安原四六番地
大和田 光流	市田村町守山字三ノ丸二二番地の一
橋本 昌幸	市阿久津町字館側五〇番地
鈴木 昭栄	市日和田町高倉字南田山二八番地の七
橋本 清	郡山市中田町高倉字小堤一一八番地
橋本 剛一	市西田町土棚字猪内一五七番地
橋本 稔	市富久山町南小泉字東台二〇番地
阿部 喜美雄	市中田町上石字逆木一〇五番地
橋本 一男	市西田町大田字野内三四一番地
横田 作美	市中田町下枝字東南一一〇番地
熊田 清美	市中田町海老根字永橋一三二番地の一
村上 晃一	市安原町字安原四六番地
上石 光寿	市田村町金沢字後田四三番地の一
穴戸 重雄	市西田町丹伊田字万才光内五三二番地
山田 平四郎	市田村町谷田川字町畑一一三番地
鈴木 文史郎	市大平町字大平五六番地
柳沼 嘉正	市田村町大善寺字東二八番地
太田 芳文	市中田町高倉字福田一一五番地
関根 磯寿	市田村町上行合字亀河内一七九番地
増子 裕知	市西田町根木屋字明代三一三番地
大和田 光流	市田村町守山字三ノ丸二二番地の一
橋本 昌幸	市阿久津町字館側五〇番地
蛇石 祐三	市安積町笹川字経蔵四一番地

（農村計画課）

公告第四百四十四号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項第一号の規定により、太田川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水した場合に想定される浸水の継続時間並びに水防法施行規則（平成十二年建設省令第四十四号）第二条第四号に規定する計画降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県相双建設事

務所企画管理部管理課に備え置いて閲覧に供する。
令和六年八月二日

福島県知事 内 堀 雅 雄
(河川整備課)

公告第四百十五号

水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第二項第三号の規定により、鶴江川及び牛川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県相双建設事務所企画管理部管理課に備え置いて閲覧に供する。

令和六年八月二日

福島県知事 内 堀 雅 雄
(河川整備課)

福島県公安委員会

福島県公安委員会告示第75号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の32の2第1項の規定により、運転免許取得者等教育の認定をした。

令和6年8月2日

福島県公安委員会委員長 江 尻 陽 子

- 運転免許取得者等教育の認定をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名並びに運転免許取得者等教育の業務を行う施設の名称及び所在地
名称 株式会社原町自動車教習所
住所 福島県南相馬市原町区南町四丁目50番地
代表者の氏名 堀内 信夫
施設の名称 原町自動車教習所
施設の所在地 福島県南相馬市原町区南町四丁目50番地
- 認定をした運転免許取得者等教育の課程の区分及び名称
運転免許取得者等教育の認定に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第4号)第1条第3号に掲げる課程 運転免許取得者等教育(高齢者講習同等)
- 認定年月日
令和6年7月23日

(運転免許課)

福島県公安委員会告示第76号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の32の3第1項の規定により、運転免許取得者等検査の認定をした。

令和6年8月2日

福島県公安委員会委員長 江 尻 陽 子

- 運転免許取得者等検査の認定をした者の名称及び住所並びに代表者の氏名並びに運転免許取得者等検査の業務を行う施設の名称及び所在地
名称 株式会社原町自動車教習所
住所 福島県南相馬市原町区南町四丁目50番地

代表者の氏名 堀内 信夫

施設の名称 原町自動車教習所

施設の所在地 福島県南相馬市原町区南町四丁目50番地

2 認定をした運転免許取得者等検査の方法の区分及び名称

- (1) 運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号。以下「規則」という。）第1条第1号に掲げる方法 運転免許取得者等検査（認知機能検査同等）
- (2) 規則第1条第2号に掲げる方法 運転免許取得者等検査（運転技能検査同等）

3 認定年月日

令和6年7月23日

（運転免許課）